

事業譲渡契約書

北陸商銀信用組合

石川商銀信用組合

事業譲渡契約書

北陸商銀信用組合（以下「甲」という。）と石川商銀信用組合（以下「乙」という。）は、下記の通り事業譲渡契約を締結する。

記

第1条（目的）

- 1 乙は、本契約書に定める条項に従い、乙の事業の全部を甲に譲渡し、甲はこれを譲り受ける（以下この事業譲渡を「本事業譲渡」という。）。
- 2 事業譲渡の期日（以下「事業譲渡日」という。）は、甲、乙協議のうえ別途これを定める。

第2条（譲渡財産）

- 1 前条により乙が甲に譲渡すべき事業の範囲は、事業譲渡日現在における乙の事業に属する資産、負債（以下「譲渡財産」という。）及びこれに付随する一切の権利義務等におよぶものとする。
なお、甲が譲り受ける乙の事業については、善意かつ健全な債務者の保護の趣旨に反しないものとする。
- 2 前項の譲渡財産には株式会社整理回収機構と乙の契約に基づき、乙から株式会社整理回収機構に譲渡されるものの資産、負債及びこれに付随する一切の権利義務を含まない。
- 3 甲と乙は、本契約締結後、譲り受けない資産の範囲等を協議のうえ確定する。
- 4 訴訟案件の引継ぎについては、本契約締結後、甲乙協議のうえ確定する。

第3条（譲渡対価）

乙が甲に譲渡する本事業譲渡の対価は、無償とする。

第4条（引継・移転手続）

- 1 乙は、譲渡財産の明細を記載した引継書を作成し、事業譲渡日に当該引継書とともに譲渡財産及び関係帳簿類を甲に引渡す。
- 2 前項の譲渡財産の引渡しにつき、移転行為または対抗要件として登記、登録、承諾、通知等の諸手続を要するものについては、甲、乙が協力してこれを行う。

第5条（資金援助契約）

甲は、本事業譲渡に関して、預金保険機構との間で資金援助に関する契約を別途締結する。

第6条（資産の買取契約）

乙は、預金保険法附則第7条にいう協定銀行（以下「丙」という。）と、甲が譲受けない資産の範囲において売却に関する契約を別途締結し、事業譲渡日までにこれを丙に売却する。

第7条（職員の取扱い）

- 1 乙から甲への事業譲渡に伴い、乙の事業に従事する職員（嘱託・パートタイマー等を含む。）の雇用関係については、甲はこれを承継しない。
- 2 乙の職員に対する退職金その他事業譲渡日までの事情に起因して発生する労働債務は、全て乙が清算する。

第8条（善管注意義務）

乙は、この契約の締結日以降事業譲渡日に至るまで、善良な管理者の注意義務をもって業務を遂行し、かつ財産を管理するものとし、これに重要な影響を及ぼす行為をなす場合は、予め甲と協議して実行する。

第9条（承認決議）

平成12年8月末日までに甲及び乙は総代会をそれぞれ開催し、この契約の承認及び事業譲渡に必要な事項について決議を求める。

第10条（費用負担）

この契約に基づく事業譲渡実行に関して生じる必要な費用の負担については、甲、乙協議のうえ別途これを定める。

第11条（契約の解除）

事業譲渡日までに次の各号のいずれかの事由が発生したときは、甲はこの契約を解除することができる。

- ①. 甲が、第5条に定める契約を締結できなかったとき。
- ②. 乙が、第6条に定める契約の締結及び売却ができなかったとき。
- ③. その他この契約に基づく事業譲渡の実現に重大な支障が生じたとき。

第12条 (本契約の効力)

この契約は、第9条に規定する承認及び法令に定める関係官庁の認可が得られなかったときは、その効力を失う。

第13条 (協議事項)

- 1 第9条に規定する総代会の開催期限は、やむを得ないときに限り、甲、乙協議のうえ、これを変更することができる。
- 2 この契約に定めのない事項であって、この契約に基づく事業譲渡に関し必要な事項が生じたときは、この契約の趣旨並びに信義誠実の原則に従い、甲、乙協議してこれを決定する。

この契約の締結の証として、本契約書正本2通を作成し、甲、乙が記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成12年8月4日

甲 住 所 福井市御幸四丁目10番25号
信用組合 北陸商銀信用組合
理 事 長 正本 栄文



乙 住 所 金沢市広岡二丁目6番26号
信用組合 石川商銀信用組合
金融整理管財人 合田 昌英



金融整理管財人 橋本 外男

